

## 事業系ごみは適正に処理しましょう

会社・工場・事業所・店舗などから排出されるごみは、個人事業の場合も含め、規模の大小にかかわらず「事業系ごみ」になります。「事業系ごみ」は、法律により事業者自らの責任で適正に処理しなければなりません。

また、町内会や地域住民、アパートで管理しているごみ収集所は家庭ごみ専用です。「事業系ごみ」は出さないでください。

### 事業系ごみの分類と処分方法

▶**産業廃棄物**(廃プラスチック類、金属くず、汚泥など廃棄物処理法に定められた20種類のもの)

#### ▷処分方法

産業廃棄物処理施設へ自己搬入、または産業廃棄物収集運搬許可業者へ依頼

▶**事業系一般廃棄物**(産業廃棄物以外のごみ)

#### ▷処分方法

広域事務組合へ自己搬入、または一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼

☎(家庭ごみ、事業系一般廃棄物について) まちづくり支援課

☎ 51-6726

十和田地域広域事務組合 ☎ 28-2654 (産業廃棄物について) 三八地域県民局環境管理部 ☎ 0178-27-5111

## 青森県交通安全母の会連合会 第49回上十三ブロック研修会

とき 9月14日(水)

午前10時30分～(午前10時から受け付け開始)

ところ 市民文化センター

#### 内容

▶講演 生活道路に潜む危険

十和田警察署 根城大輔 交通課長

▶意見交換 身近なヒヤリハット事例

▶アトラクション 藤原歌劇団

正団員 山内政幸

定員 150人(上十三地区交通安全母の会会員、一般含む)

申込期限 9月8日(木)

☎交通安全母の会事務局

☎ 51-6783

## 第13回オープンガーデンとわだ(後期)開催!!

開催期間 9月15日(木)～10月14日(金) 午前9時～午後4時ごろ

鑑賞方法 都市整備建築課や各コミュニティセンターに備え付け、または市ホームページに掲載されているパンフレットで場所を確認の上、自由に鑑賞ください。

※各花壇には目印として看板を設置していますが、「CLOSE」の場合は鑑賞をご遠慮ください。

☎都市整備建築課 ☎ 51-6737

## 10月定期労働相談会

労働者と事業主との間に生じた労働問題(解雇・賃金引き下げ・長時間労働・パワハラなど)について、青森県労働委員会委員が相談に応じます。

| とき        |             | ところ                               |
|-----------|-------------|-----------------------------------|
| 10月2日(日)  | 10:30～12:30 | 青森県労働委員会(青森市新町2丁目2-11 東奥日報新町ビル4階) |
| 10月4日(火)  | 13:30～15:30 |                                   |
| 10月16日(日) | 10:30～12:30 | ユートリー4階(八戸市一番町1丁目9-22)            |
| 10月23日(日) | 10:30～12:30 | 藤田記念庭園(弘前市上白銀8-1)                 |

☎青森県労働委員会事務局 ☎ 017-734-9832 FAX 017-734-8311

## 市内全域の家屋特定・土地地目認定 調査を行います

☎税務課 ☎ 51-6768、51-6769

固定資産税の適正、公平な課税のため、市内全域の家屋の特定と土地地目の認定調査を行いますのでご協力をお願いします。

調査期間 9月1日(木)～令和5年3月31日(金)

調査方法 ▶身分証を携帯した調査員(市職員)が2人1組で訪問します。

▶家屋の外観や外周、土地の利用状況を調査するため、敷地内に立ち入る場合があります。

▶調査で分からないことがあった場合、確認のため文書を配布することがあります。※調査員のなりすましなど不審なことがありましたらご連絡ください。

## 就業構造基本調査を行います

☎情報政策課 ☎ 51-6711

総務省統計局では、10月1日現在の状況で就業構造基本調査を行います。この調査は、日本の就業・不就業の実態を明らかにするための国の重要な統計調査です。

9月から調査員が調査をお願いする世帯を訪問しますので、ご協力をお願いします。

※調査対象の世帯は無作為に抽出します。

安心して働ける明日へ。  
**就業構造  
基本調査**

## 飲用井戸をお使いの人へ

飲み水として使用する井戸を設置している人や、設置しようとしている人は、個人、法人にかかわらず届け出をしてください。

井戸水を飲用している場合は、年1回水質基準項目に基づいた水質検査を行うようお願いします。水質基準に適合していない場合は、直ちに市へ連絡してください。

☎まちづくり支援課 ☎ 51-6726

## 森林の現況調査を行います

市では、森林資源の分布状況をより詳細に把握するため、市から委託を受けた調査員による森林への立ち入り調査を行います。森林を所有する皆さんのご理解とご協力をお願いします。

調査期間 9月～10月(予定)

調査事業者 株式会社パスコ

※立ち会いの必要はありません。

☎農林畜産課 ☎ 51-6745